

災害時における米穀等の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）とさがみ農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策にあたり、円滑な米穀等の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における米穀等の確保を図る必要があると認めるときは、米穀等調達要請書（第1号様式）により、乙に対し米穀等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとし、この場合にあつては、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り保有する米穀等の供給に積極的に努めるものとする。

（米穀等の価格及び支払い）

第4条 米穀等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲はその代金の支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（米穀等の引き渡し）

第5条 米穀等の引き渡し場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 藤沢市湘南台五丁目14番10号

さがみ農業協同組合

代表理事組合長 長嶋喜満

